

# 長期遠地勤務に関するマニュアル

## 【目的】

第1条 このマニュアルは、社員が現在の勤務場所から他の遠地勤務場所に転勤を命じられた場合の取扱について定める。なお、勤務場所が国外にある場合には適用しない。長期遠地勤務の社員に対して地域手当や帰省旅費について定めたものである。

## 【地域手当の支給】

第2条 長期遠地勤務の社員に対し毎月、地域手当を支給する。なお、地域手当は社員の能力及び各都道府県の地域性を考慮して金額を決定する。地域手当は（調整手当に含む）、勤務終了後は解除とする。

## 【帰省旅費】

第3条 1年に1回帰省旅費として、往復航空券費用を支給する。事前に会社へ帰省旅費航空券費用の伺書を申請しなければならない。なお、業務に際して帰省できる場合は、この旅費を支給しない。

## 【帰省旅費の精算】

第4条 往復航空券費用の精算は会社へ領収書等の証拠書類を提出し精算とする。

## 【実施の時期】

本マニュアルは、平成28年8月1日より施行する。